

藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業補助金交付要綱

令和8年4月23日

告示第65号

(目的)

第1条 この告示は、自己の居住する住宅の耐震改修工事又は建替え工事を実施する者に対して、当該年度の予算の範囲内において、藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、木造住宅の耐震改修を促進するとともに住宅の地震に対する安全性の向上を図り、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価すること(2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シートによるものに限る。)をいう。
- (2) 耐震改修 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅を、当該評点が1.0以上となるように行う補強等(2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シートによるものに限る。)のことをいう。
- (3) 耐震技術者 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士で、県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。
- (4) 建築士 建築士法第2条第1項に規定するものをいう。
- (5) 耐震改修計画 第2号に規定する補強等を行う計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (6) 耐震改修工事 第2号に規定する補強等を行う工事及び補強等に伴い影響する範囲の改修工事であって、耐震技術者が耐震改修計画を作成し、工事監理に係るものをいう。
- (7) 建替え工事 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅を除却し、同一敷地内に次条第2号に規定する住宅を建築する工事であって、建築士が設計し、工事監理に係るものをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、町内に存し、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築され、同日後増築又は改築が施されていないものであること。
- (2) 一戸建て専用住宅又は併用住宅(延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつその他の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下であるものに限る。)で地上階数が2以下であること。
- (3) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (4) 現に所有者又はその親族が居住の用に供している若しくは確実に居住することを予定しているものであること。

(5) 耐震診断により上部構造評点のうち最小の値が1.0未満と診断されたものの。

(6) 前号の耐震診断以降、増改築されていないもの。

2 藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業補助金交付要綱に基づく補助対象住宅に対する補助は、当該住宅につき1回限りとするものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町内に補助対象住宅を所有又は親族が所有している者で、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 次条に規定する工事の完了後に居住する者

(2) 町税に滞納がない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象住宅について行う耐震改修工事又は建替え工事とする。ただし、次に掲げる工事は補助対象工事としない。

(1) 補助金の交付決定前に着手した工事

(2) 耐震改修工事又は建替え工事以外の建築工事及び外構工事

(3) 町、県又は国の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、耐震改修又は建替えに要する工事費、設計費及び工事監理費(以下「設計費等」という。)の耐震改修に要する経費相当分とし、補助金の額(以下「補助額」という。)は、補助対象経費に23パーセントを乗じて得た額又は117万2,000円のいずれか低い額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額)とする。

(施工業者)

第7条 補助対象工事に係る施工業者は、法人又は個人事業者とする。

2 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。

3 施工業者は、適切かつ適法に工事を行わなければならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助対象者は、藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 申請者の本人確認ができる書類の写し(原本照合)

(2) 住宅の所有者が申請者以外にいる場合にあつては、改修工事同意書(様

式第2号)

- (3) 代理申請の場合にあっては、委任状(様式第3号)
- (4) 各種公的支給や補助申請に関する申出書(様式第4号)
- (5) 2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シート(耐震診断結果報告書を含む)の写し
- (6) 2015年改訂青森県木造住宅耐震補強シート(耐震改修工事の場合に限る。)
- (7) 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書又は建物登記全部事項証明書(写し等)住宅の所有者等を確認できる書類
- (8) 町税に係る納税証明書
- (9) 工事見積書(内訳明細の付いたもので耐震改修に要する経費がわかるもの。)
- (10) 案内図、配置図、平面図及び耐震改修計画等工事概要がわかる図面
- (11) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し(建替え工事の場合であり確認申請の提出を要する場合に限る。)
- (12) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書の受付は、当該年度予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。

(補助金の交付の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金を交付することを決定した場合にあっては、藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては、藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 藤崎町補助金等の交付に関する規則(平成20年藤崎町規則第15号。以下「規則」という。)第6条の2の規定による条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更を行う場合にあっては、藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7号)に変更の内容が確認できる書類を添えて、町長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にあっては、藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7号)を町長に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を

明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しておくこと。

(5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

(6) 規則第21条本文の規定により町長の承認を受けないで財産を処分したことにより収入があった場合において、町長が定めるところにより、その収入の全部又は一部を納付すること。

(申請の取下げの期日)

第11条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。
(状況報告及び実地調査)

第12条 町長は、補助対象工事の適正を期するため、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助対象工事の進捗状況に関し、第9条の補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことがある。

2 規則第10条第1項の規定による報告は、藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業状況報告書(様式第8号)を提出して行うものとする。

(完了確認)

第13条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業工事完了報告書(様式第9号)を町長に提出し、現場確認を受けるものとする。

2 町長は、前項に規定する現場確認を実施した場合は、その結果を藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業工事完了確認通知書(様式第10号)により、当該補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助決定者は、前条の現場確認を受けた後又は第10条第2号の廃止の承認後に、藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業完了(廃止)実績報告書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の完了報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事代金領収書又は請求書の写し

(3) 補助対象経費に係る工事の部分並びに部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影した工事写真

(4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを耐震技術者が証した書類(耐震改修工事の場合に限る。)

(5) 法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し(建替え工事における確認申請の提出を要する場合に限る。)

(6) その他町長が必要と認める書類

3 第1項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日又は廃止の承認

を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第15条 町長は、前条の実績報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業補助金額確定通知書(様式第12号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 町長は、前条の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、補助決定者、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

3 町長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう補助決定者に指示することがある。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後、に交付するものとする。

(補助金の請求)

第17条 補助金の請求は、第15条の通知を受けた後において、藤崎町木造住宅耐震改修促進支援事業補助金請求書(様式第13号)を町長に提出して行うものとする。

2 補助金は口座振替により交付する。

(処分の制限を受ける期間)

第18条 規則第21条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月23日から施行する。